

議案第 1 号 富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 4 年 1 2 月 1 1 日条例第 2 0 号）の一部改正について

改正前	改正後
<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p><b>第 8 条</b> 市長は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め告示するものとする。</p> <p>2 一般廃棄物処理計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。</p> <p>(一般廃棄物の自己処理)</p> <p><b>第 9 条</b> 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し保管する等、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力するものとする。</p> <p>(一般廃棄物の処理区分)</p> <p><b>第 10 条</b> 一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境に支障とならないよう処理するため、一般廃棄物のうち家庭ごみについては、市が収集、運搬及び処分をするものとし、事業所ごみについては、事業者が自らの責任において、収集、運搬及び処分を行わなければならない。ただし、一般廃棄物のうち、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみの処理については、富良野広域連合廃棄物処理条例（平成 21 年富良野広域連合条例第 15 号）の定めによる。</p> <p>2 前項の家庭ごみとは、家庭生活に伴って家庭から排出される廃棄物をいい、事業所ごみとは、事業活動に伴って事業所から排出される廃棄物をいう。</p>	<p>(一般廃棄物処理基本計画)</p> <p><b>第 8 条</b> 市長は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、富良野市一般廃棄物処理基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）を定め告示するものとする。</p> <p>2 一般廃棄物処理基本計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。</p> <p>(一般廃棄物の自己処理)</p> <p><b>第 9 条</b> 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理基本計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し保管する等、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力するものとする。</p> <p>(一般廃棄物の処理区分)</p> <p><b>第 10 条</b> 一般廃棄物処理基本計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境に支障とならないよう処理するため、一般廃棄物のうち家庭ごみについては、市が収集、運搬及び処分をするものとし、事業所ごみについては、事業者が自らの責任において、収集、運搬及び処分を行わなければならない。ただし、一般廃棄物のうち、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみの処理については、富良野広域連合廃棄物処理条例（平成 21 年富良野広域連合条例第 15 号）の定めによる。</p> <p>2 前項の家庭ごみとは、家庭生活に伴って家庭から排出される廃棄物をいい、事業所ごみとは、事業活動に伴って事業所から排出される廃棄物をいう。</p>

議案第 1 号 富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 4 年 1 2 月 1 1 日条例第 2 0 号）の一部改正について

（家庭ごみの分別排出等）

第 11 条 家庭ごみの排出者は、規則に定める家庭ごみの分別区分に基づき排出するものとする。

2 市長は、粗大ごみ及び多量のごみを排出する者について、当該粗大ごみ及び多量のごみを運搬すべき場所及びその運搬の方法並びにその他必要な事項を指示することができる。

3 前項の粗大ごみ及び多量のごみの量は、1 日の排出量が 20 キログラム又は 0.25 立方メートル以上のものをいう。ただし、第 1 項の規定に基づく排出が困難なものについては、粗大ごみ又は多量のごみとみなすことができる。

（粗大ごみ及び多量のごみの処理手数料）

第 12 条 前条第 3 項に規定する粗大ごみ及び多量のごみを市が収集、運搬及び処理する場合の手数料は、別表に定めるところによる。

（市が処理する事業所ごみ）

第 13 条 市のごみ処理施設で処理できる事業所ごみは、規則に定める事業所ごみの分別区分によるものとする。

2 前項の規定により事業所ごみを処理しようとする者は、自らの責任において運搬及び排出するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により事業所ごみを処理しようとする者について、当該事業所ごみを運搬すべき場所及びその運搬の方法並びにその他必要な事項を指示することができる。

（事業所ごみの処理手数料）

第 14 条 事業所ごみを市が処理する場合の手数料は、第 12 条に規定するごみ処理手数料の額とする。

（家庭ごみの分別排出等）

第 11 条 家庭ごみの排出者は、一般廃棄物処理基本計画に定める家庭ごみの分別区分に基づき排出するものとする。

（粗大ごみの処理手数料）

第 12 条 前条に規定する家庭ごみのうち、粗大ごみを市が処理する場合の手数料は、別表に定めるところによる。

（市が処理する事業所ごみ）

第 13 条 市のごみ処理施設で処理できる事業所ごみは、一般廃棄物処理基本計画に定める事業系一般廃棄物及び市が指定する産業廃棄物に限る。

2 前項の規定により事業所ごみを処理しようとする者は、自らの責任において運搬及び排出するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により事業所ごみを処理しようとする者について、当該事業所ごみを運搬すべき場所及びその運搬の方法並びにその他必要な事項を指示することができる。

（事業所ごみの処理手数料）

第 14 条 削除 以下条数を繰り上げる。

議案第 1 号 富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 4 年 1 2 月 1 1 日条例第 2 0 号）の一部改正について

別 表

備 考

1 ごみ処理手数料の算出に当たって処理した量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。

2 別表の各号の分類により難いものについては、その形状、体積、重量等を勘案し、類似するものの区分による。

3 1日の排出量が20キログラム又は0.25立法メートルに満たないもので、専用袋による排出困難なものについては、粗大ごみのうちその他の小型区分又は多量ごみの小型区分による。

別 表

備 考

1 ごみ処理手数料の算出に当たって排出量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。

2 別表の各号の分類により難いものについては、その形状、体積、重量等を勘案し、類似するものの区分による。